

道の駅筆柿の里・幸田リニューアルに向けた
伴走支援業務仕様書

令和8年3月

1 業務内容

(1) 業務名称

道の駅筆柿の里・幸田リニューアルに向けた伴走支援業務

(2) 現状と課題・業務の目的

本町の「道の駅 筆柿の里・幸田」は平成 21 年の開駅以来、年間約 40 万人が訪れる地域の拠点として機能してきた。しかし近年は慢性的な駐車場不足や、令和 7 年 3 月の国道 23 号蒲郡バイパス全線開通に伴う交通量増加により、車両の滞留や素通りが増え、施設拡張が急務となっている。

また、開駅から約 17 年が経過し、施設の老朽化や産直商品の品薄・客単価の低下が顕著で、特産品の魅力発信力も弱まっている。その結果、来訪者の多くがトイレ休憩を目的とした通過利用に偏り、道の駅としての役割や価値の再構築が必要な状況である。

国土交通省は 2020 年に「道の駅第 3 ステージ」を提唱し、道の駅を地方創生・観光・防災の拠点へ進化させる方針を示した。本町もこの考え方に基づき、令和 7 年度開始の「道の駅第 3 ステージ応援パッケージ」に応募し採択を受けた。

これまでの支援を通じて、まちの課題や価値を整理し、リニューアルのコンセプトとして「幸せトモすまち。」を策定した。本業務では、このコンセプトを実現するため、基本構想・基本計画に向けた要件整理と、道の駅で展開する体験施策の具体化を行うことを目的とする。なお本業務は、令和 7 年度に国土交通省が発注した道の駅第 3 ステージ応援パッケージ「道の駅」を中心とした地域活性化方策検討業務の追加発注業務として実施する。

※「幸せトモすまち。」は、幸せをつくり、届け、温かい気持ちになる町。

とも＝田。／灯す。を意味し、本町の道の駅リニューアルコンセプトとして立案した。

(3) 本業務で期待される成果等

本町では区画整理事業などにより人口が増加してきたが、福祉・歴史・防災などの公共インフラ整備が追いついておらず、各課で対応を検討している状況である。

一方、道の駅は観光・防災・福祉など多様な分野で活用できる潜在力を持ち、第 3 ステージに基づくリニューアルを行うことで、「まちぐるみ」でまちの魅力を体現し、住民の幸福度向上につながる施設へ進化できる。

本業務の成果は、本町が策定したリニューアルコンセプト「幸せトモすまち。」を実現するため、必要な要件の整理と体験施策の具体化を伴走支援で行い、リニューアル内容を明確化していくこと。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 道の駅の体験政策の具体化

本町の立案した「幸せトモすまち。」のコンセプトに沿った体験政策の提案及び具体化

- ① ステークホルダーを洗い出した意見交換会を数回実施
- ② 本町の特性に合った体験政策案の提示及び具体化
- ③ 先進地（道の駅に限らない。）への視察研修の実施
- ④ 先進駅の事例集作成
- ⑤ 庁舎内関係各課とのセッションの実施
- ⑥ その他必要に応じた業務案の提示 等

(2) 基本構想、基本計画策定に向けた要件集約

道の駅リニューアルの内容を明確化させる業務として、必要な要件を提示・集約すること。

4 成果物

成果物は、紙媒体及びword等のデータでの納入も行うこと。

- (1)各会における報告書一式（会議録、視察、ヒアリング等）・・・各1部
- (2)先進駅事例集・・・1部
- (3)体験政策アイデア集・・・1部
- (4)基本構想、基本計画への要件定義表・・・1部
- (5)構想図案・・・1部
- (6)業務実績報告書・・・1部
- (7)その他町長が必要と定めるもの

5 法令順守

本業務委託を履行するにあたっては、個人情報保護法をはじめとする、関係法令、規則を熟知したうえで、遵守すること。

6 その他

- (1) 本仕様書に基づく全ての作業において、本町が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 本町が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、当該資料の複写および第三者への提供は行わないこと。
- (3) 本町職員からの本業務に関する各種問い合わせに対応すること。
- (4) 委託内容に関する不明な事項については、全て本町と協議すること。